

第5回公正競争ワーキンググループ 事業者ヒアリング資料

2024年4月23日

株式会社STNet

	ページ
1. 当社概要、四国におけるFTTHの状況など	…… 2～4
2. ユニバーサルサービス制度の視点からの公正競争	…… 5
3. NTT東西殿のアクセス分離	…… 6～7
4. NTT東西殿の統合	…… 8
(参考) NTT東西殿の事業区域での競争状況の違い	…… 9

1 - 1. 当社概要

- **設 立** 1984年（昭和59年）7月2日
- **資 本 金** 30億円
- **売 上 高** 416億円（2022年度）
- **従業員数** 725名（2023年3月末）
- **事業概要**

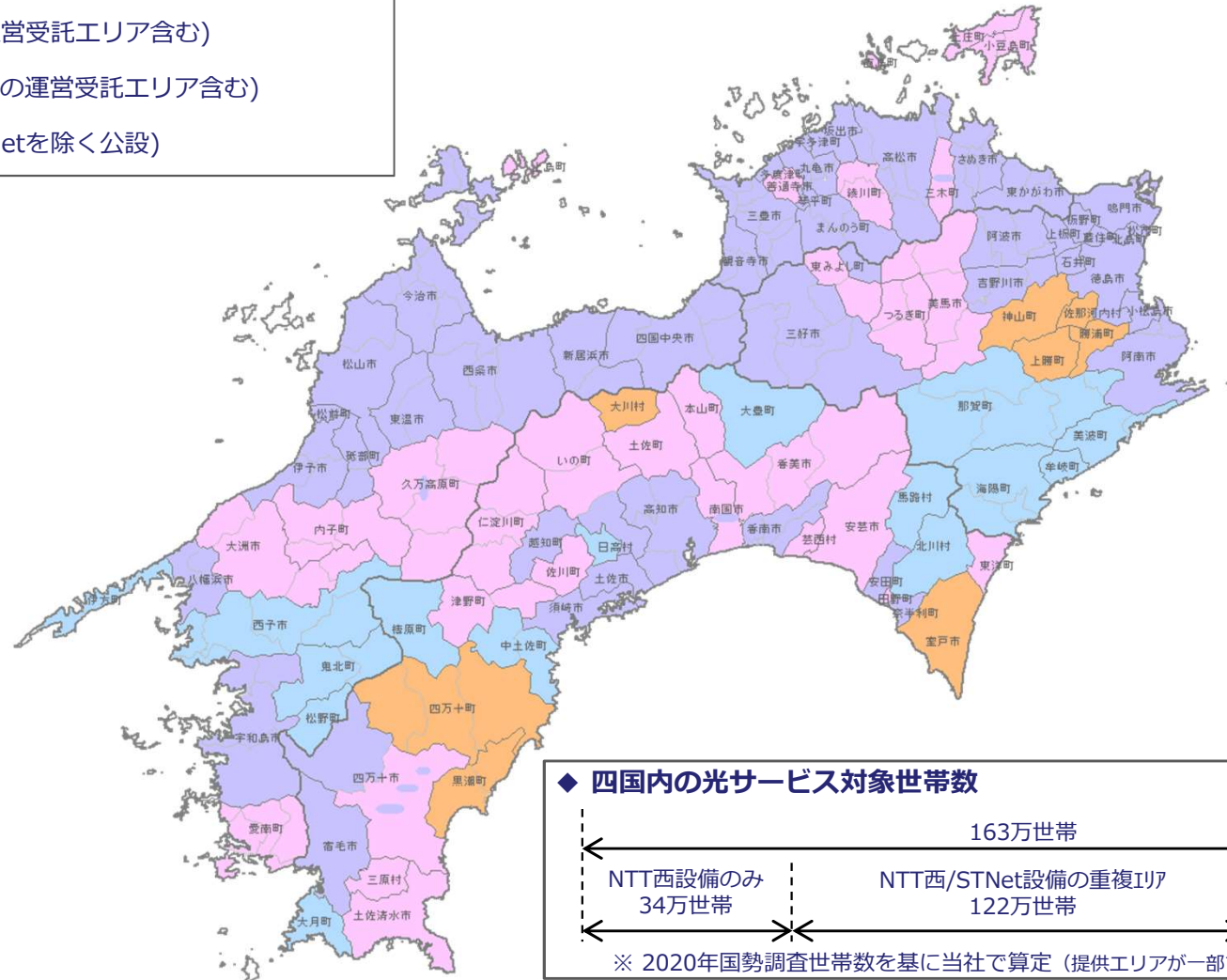


通信事業		情報事業	
個人向け通信	法人向け通信	PF (プラットフォーム)	SI (システム開発)
<ul style="list-style-type: none">● FTTH (ピカラ光他)● MVNOモバイル (ピカラモバイル)	<ul style="list-style-type: none">● イーサネット (ST-WAN)● インターネット (STIA)	<ul style="list-style-type: none">● データセンター (パワリコ)● クラウドサーバ● ユーザーIT 環境構築	<ul style="list-style-type: none">● 情報システム 開発・運用保守

1 - 2. 四国におけるFTTHの状況

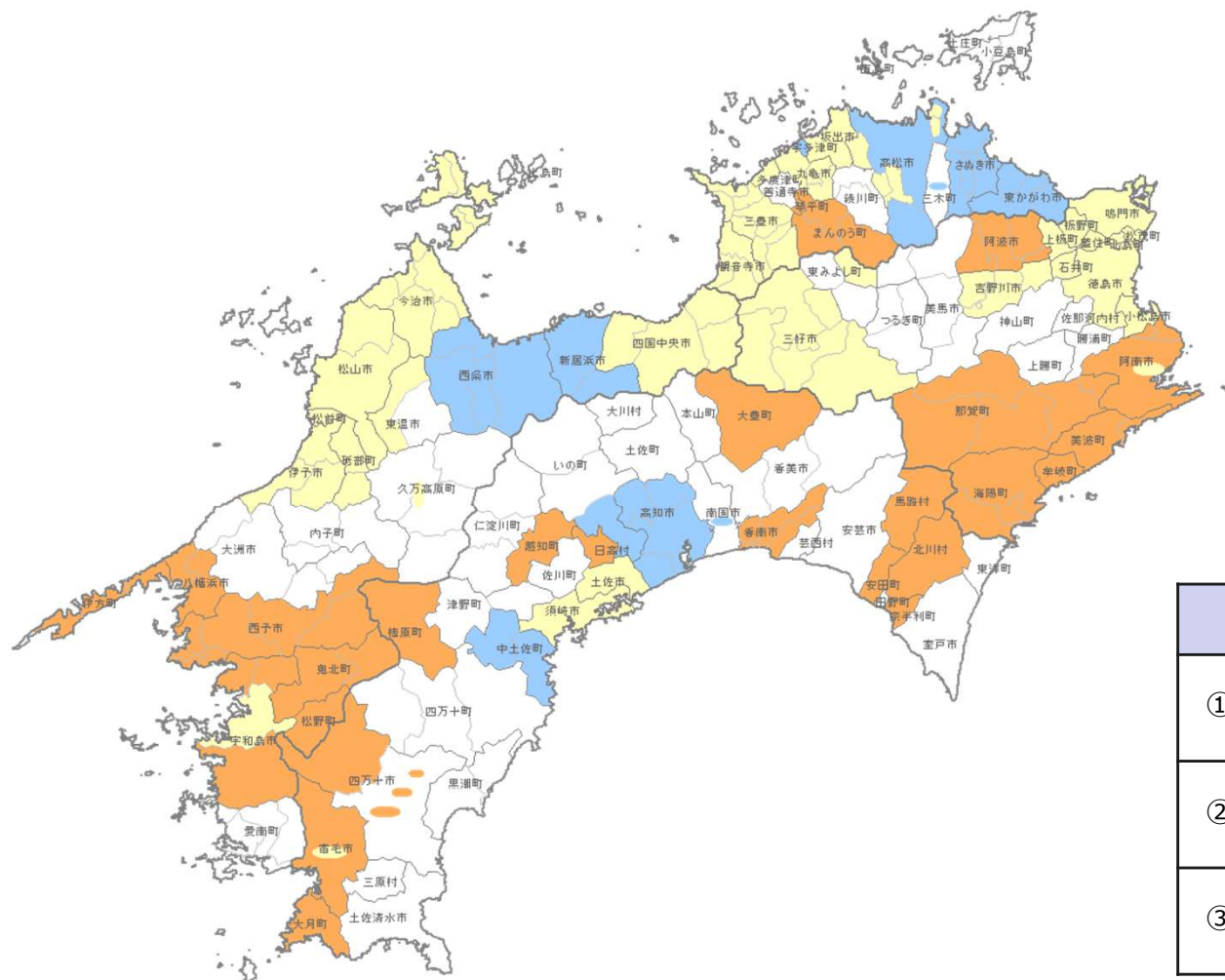
- 四国ではすべての自治体でFTTHの提供が行われています。
(作図の都合上、色分けは市町村単位で行っています。)
- しかし、町字単位で見ると、1つの自治体エリアの中でも提供できていないエリアが散在しています。

- NTT西/STNet光重複(公設からの運営受託エリア含む)
- NTT西光(公設からの運営受託エリア含む)
- STNet光のみ(公設からの運営受託エリア含む)
- その他光(NTT西、STNetを除く公設)



1 - 3. 当社FTTHサービスを支える光ファイバー設備

- 当社FTTHサービス「ピカラ光」を提供するための光ファイバー設備は大別して、
 - ①当社が自ら敷設するケース（直営モデル）
 - ②地元ケーブルテレビなどが敷設した光ファイバーを賃借するケース（CATV賃借モデル）
 - ③地元自治体が敷設した光ファイバーを賃借するケース（公設民営モデル）があります。



	提供設備パターン
①	直営モデル
②	CATV賃借モデル
③	公設民営モデル

2. ユニバーサルサービス制度の視点からの公正競争

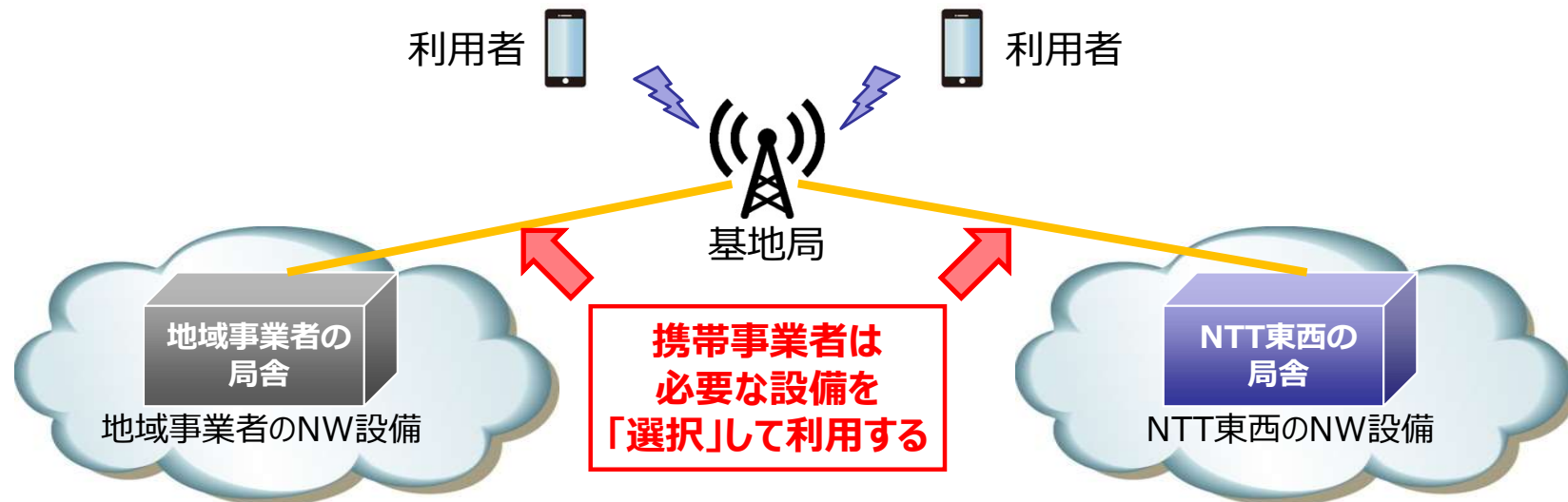
- 今回「公正競争の確保」について意見を述べるにあたり、別途検討されている「ユニバーサルサービスの在り方」との関係について、最初に触れたいと思います。
- 「公正競争」のうち、通信サービスを提供するうえで「設備」は不可欠なものですが、全国で見ると必要な設備量（投資額）に比べてユーザ数（収入額）が少ない、いわゆる「不採算エリア」が発生しますが、国民生活に不可欠な電気通信サービスは、全国広くあまねく提供する必要があります。（ユニバーサルサービス）
- これまで「不採算エリア」での設備費用は、「補助金」、「ユニバーサルサービス制度交付金」、「設備事業者の内部補助」で主として賄われてきましたが、「内部補助」は本来望ましいものではなく、かつ主として地方圏で設備競争をしている競争事業者に大きな脅威となります。「補助金」と「交付金」は、設備事業者（主としてNTT東西殿）が自らの判断によって速やかに整備できるという点では、「交付金」がより望ましいものと考えます。
- 一方で、ユニバーサルサービス制度の設計次第では、かえって設備競争に悪い影響が出る恐れがあります。例えば、ユニバーサルサービス制度の対象事業者を地方の中小事業者まで安易に広げ、需要の少ないエリアで追加の設備投資を事実上義務付けるような制度になったりすると、規模が小さく、経営体力の弱い中小事業者はそうした負担に耐えられず、事業エリア縮小や退出が進むことになり、設備競争自体が消失しかねません。したがって、設備競争に過度に負担をかけない範囲でユニバーサルサービス制度を設計していただきたいと思います。（⇒この点については、ユニバーサルサービスWGの議論に委ねたいと思います。）

3-1. NTT東西殿のアクセス分離

- 当社は、いわゆるNTT東西殿の持つアクセス部門を分離（資本分離、国有化等）する案には反対いたします。
- アクセス部門分離案は、NTT東西殿の「設備部門」を「利用部門」から遮断した体制にすることで、公平な利用条件をより担保する趣旨と理解します。
- しかしながら、現行制度においても公平な利用条件は十分担保されていると考えています。
 - ・ アクセス部門においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続料金等の接続条件を定めた接続約款の大臣認可制があり、さらに独禁法の観点でもチェックが行われていること
 - ・ 光ファイバー部分の利用料金も毎年実績を反映しつつ実績原価ベースで設定され、かつ、公平な条件で貸出す制度になっていること（光サービス卸についても同様）、
（なおこうした利用ルールが適切に運用されているかの検証は絶えず行うべきです。）
 - ・ また、NTT東西殿や電力系事業者等の保有する線路敷設基盤等については「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成31年4月最終改正）等に基づき利用が可能であること
- 大規模な設備事業である電気通信事業においては、規模のメリットを通じた自然独占へと動きやすいため、設備競争を維持・促進するルールや制度が必要です。回線シェアが圧倒的な「ガリバー」であるNTT東西殿のアクセス部門分離案は、国有化等によって（利益相当分を除外することで）利用料金の引下げにつながり、ひいては設備事業者の退出によって設備競争が消失しかねません。
- 資本分離等の場合でも、中長期的に利益を最大化するために、圧倒的な規模の大きさを生かした低料金設定を行い、設備競争を有利に進めたくて最終的に設備競争事業者が退出せざるを得なくして独占状態を作るといった事態も懸念されます。
（料金設定の妥当性については、正当な費用や利益を上回る場合に比べて、正当な費用を下回る場合の「不当」性判断は困難だと思われます。）

3-2. NTT東西殿のアクセス分離

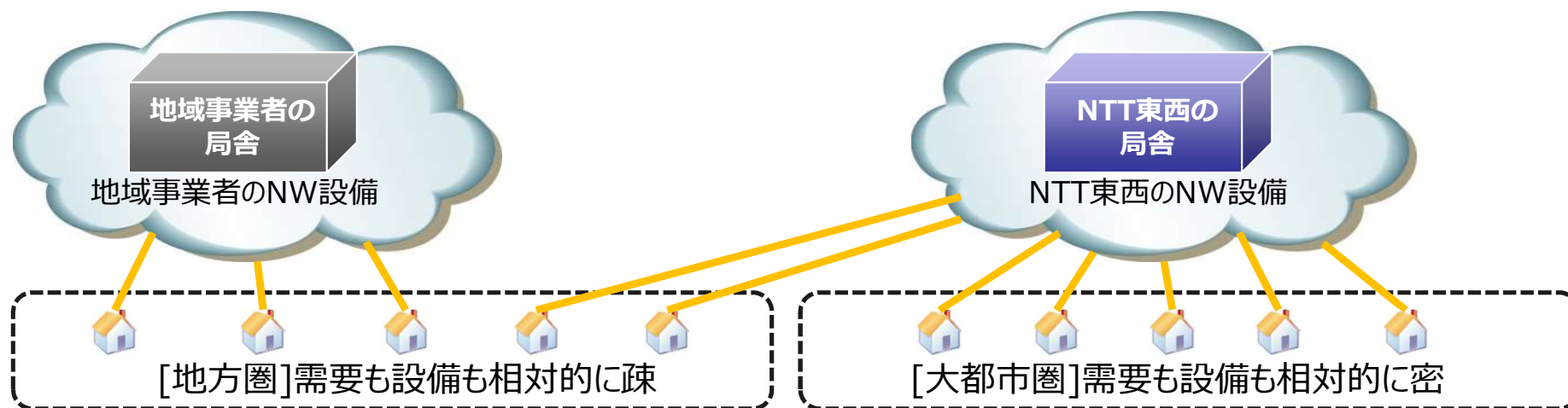
- 仮に設備事業者の退出によって、設備競争が行われなくなれば、投資インセンティブが低下して、ネットワークの高度化や信頼度確保のための投資が減少したり、新しい利用者ニーズへの対応が遅れがちになる、あるいは料金が高止まりすることにより中長期的には国民にとって不利益が生じる恐れがあります。
- 一方で、アクセス分離の主張の中では、モバイル事業のボトルネックである基地局回線利用への影響を懸念されているとも伺っていますが、現在もこうした基地局向け回線は地域事業者も提供しており、モバイル事業者は両者から適切な方法を「選択」しています。モバイル事業者にとっても、設備を選択できる状況、つまり「設備競争」が確保されている状況を維持することが重要だと考えます。



なお、地域事業者がNTT東西殿と同様に設備を開放することについては、小規模な事業者が不特定かつ複数の利用事業者に貸出しできるような設備構成や契約管理システムなどの業務体制を整えることは過大な負担になり、そうした事業者の退出に直結しますので、適切とは考えません。

4. NTT東西殿の統合

- NTT東西殿は地域事業者に比べて規模が圧倒的に大きく、ユーザからの認知度、信頼度の高さ、大きな調達量を生かした調達コストの低さ、これまで蓄えた設備や資金を生かした資金コストの安さといった強みはきわめて大きいと考えます。
したがって、設備競争事業者が相対的に少ない東日本を地盤とするNTT東日本殿（次ページ参照）とNTT西日本殿を統合することで、これらの強みをさらに拡大させる方向につながることは西日本を中心とする設備競争事業者との格差をさらに広げ、ひいては設備競争を衰退させることになることから反対いたします。
- なお、アクセス設備等の利用料金（サービス競争事業者が支払うもの）については、健全な設備競争を維持する観点から、NTT東西殿のそれぞれの事業区域内においても、設備形成コストをより適切に反映した料金設定（大都市圏と地方圏に分けるなど）が必要だと考えます。



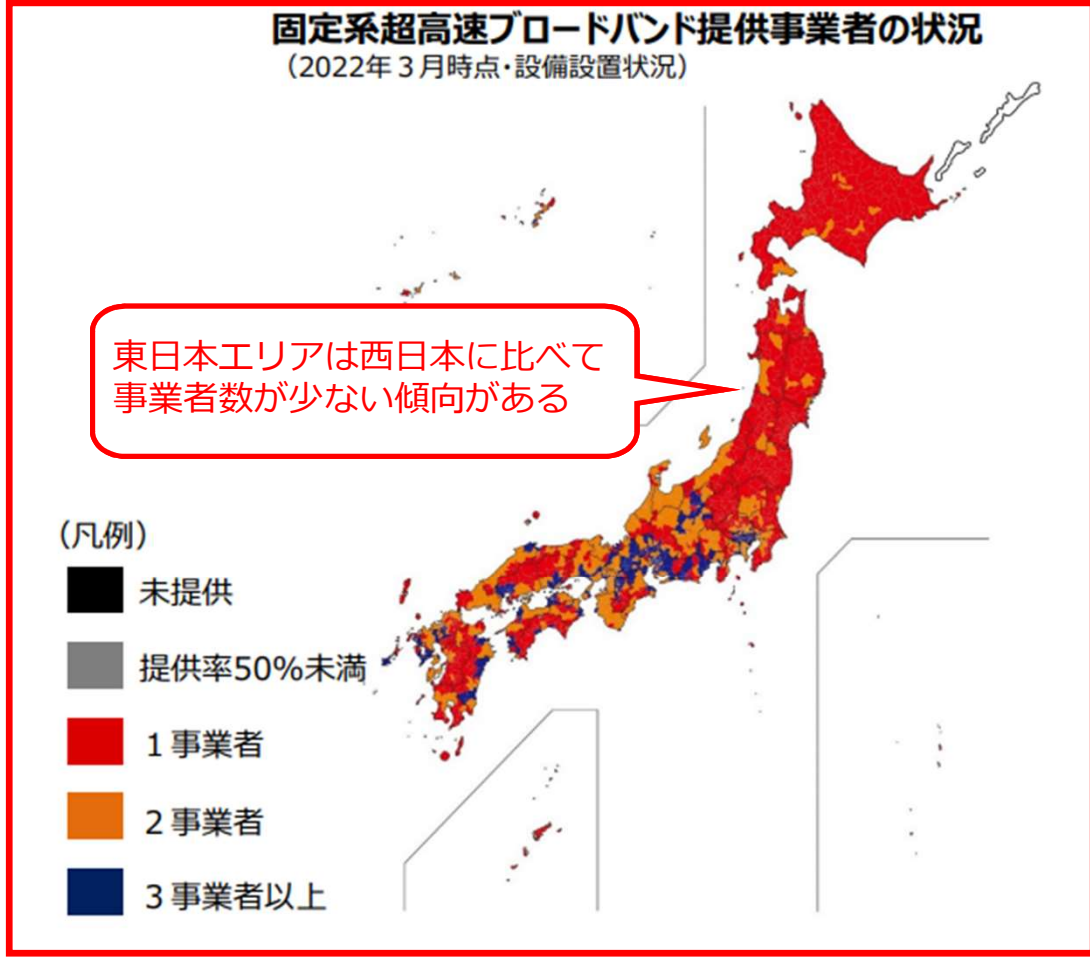
総務省 公正競争WG(第3回) 資料3-5 「NTT東西の通信インフラの在り方」

設備競争の状況

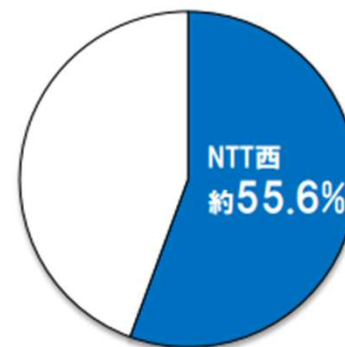
16

- 固定系超高速ブロードバンド (FTTH及びCATV (HFC方式)) の設備は、都市部においては複数事業者による競争が行われているものの、地方では1事業者のみの提供となっている地域が多い。

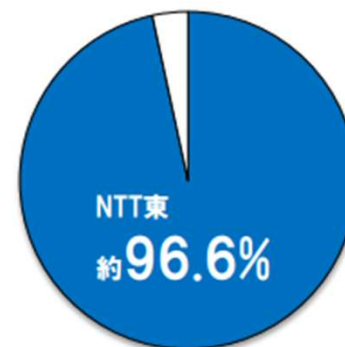
固定系超高速ブロードバンド提供事業者の状況
(2022年3月時点・設備設置状況)



大阪府における加入者回線シェア



福島県における加入者回線シェア



※いずれも2023年3月末時点

ご清聴ありがとうございました。